

会務月報

第296号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

三栖会長が国土交通大臣へ「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」を行いました

日事連は10月2日、「改正建築基準法施行の円滑な運用について」国土交通省に要望しました。日事連からは三栖会長、山本副会長、山口副会長、伊藤副会長、山崎副会長ほかが対応し、国土交通省側は、和泉住宅局長、小川大臣官房審議官、水流建築指導課長他担当官3名が対応しました。

日事連の要望内容は下記の通り、1.制度の運用に関する要望事項として7項目、2.制度の改善に関する要望事項として7項目の合計14項目となっています。

要望事項を補足するものとして先に建築士事務所協会会長を対象に行った「建築確認に関する緊急アンケート調査結果」も提出して説明しました。

国土交通省からは、この要望事項に対し事前に検討、準備された別添の「(社)日本建築士事務所協会連合会からの「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」に対する回答」が示された他、9月28日付けで「改正建築基準法の円滑な施行に向けた更なる取組について」をホームページに掲載したこと等の説明がなされました。

国土交通省への要望後直ちに国土交通記者会で一般報道記者及び専門紙記者に対し会見を行いました。

「建築確認に関する緊急アンケート調査結果」及び「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」に対する回答は、日事連ホームページ 新着情報(07/10/2 三栖会長が国土交通大臣へ「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」を行いました)に掲載されています。

国土交通大臣

冬柴 鐵三 殿

社団法人日本建築士事務所協会連合会

会長 三栖 邦博

「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望」

常日頃、当連合会の活動につきましては多大なご理解とご指導をいただいていますことに深く感謝申し上げます。また、現在国におかれましては、改正建築基準法の円滑な運用に日夜ご尽力いただいていることに敬意を表する次第です。

さて、6月20日の改正建築基準法の施行により建築確認審査などが大幅に厳格化され、建築設計の現場や確認申請の現場では大きな混乱がみられ、建築確認審査の手続きが大幅に停滞しております。この停滞は、建築確認審査の手続きばかりでなく、建築工事の停滞や開発プロジェクトの停滞などに広がり、建築関係に止まらず大きな社会問題となりつつあります。

これら大きな混乱となっている要因としてはいろいろ考えられますが、例えば、確認申請図書については軽微な不整合を除き補正不可とされるなど法律で想定される以上に政省令、告示等で厳格な運用基準が定められたこと、その原案作成に当たって建築設計等の現場に精通した者の意見が十分反映されなかったこと、その制定から施行までに十分な周知期間がなく、申請者(建築士事務所)及び審査者(特定行政庁等)双方が十分内容に習熟することができなかったこと、運用の細部や取り扱い方針などを含んだ解説書等の刊行が遅れたこと等があげられると考えます。

建築物の安全性確保の必要性は十分理解するのですが、このままの状況が続きますと、私ども建築設計関連業界はもちろん建設工事や不動産の関係業界さらには広く国民を含めた社会全般に大きな経済的損失が広がるとともに、建築士事務所をめぐる経営状況は厳しさを増し、まさに死活問題となってまいります。

また、過剰な厳格化は確認申請にとどまらず、建築では常態的に発生する建築主の要請による工事途中での計画変更さらには完成後の供用段階で必要となる増改築を困難にするなど、建築主に不利益を生ずるだけでなく、地球環境維持の観点から不可避な建築物の長期供用を阻害するおそれもあり、特段の配慮が必要と考えます。

法施行後の確認手続きの状況を踏まえ、国におきましても建築確認手続きの円滑化を図るため、例えば特定行政庁等に対し当分の間、事前相談について対応するよう求めるなど、様々な取組にご尽力されております。

当連合会としましては改正法施行後の3ヶ月間、行政に協力しつつ事態の推移を見守ってまいりました。しかしながら、連合会を構成する単位会からの制度の改善等の要望は依然大きく、このたびこれらの要望や生の声を集約し、下記のとおり制度の運用に関する要望と制度の改善に関する要望をまとめました。

つきましては、以上のような事情を十分お汲み取りいただき、これらの要望についてその実現にご配慮をいただけるよう切に要望いたします。

記

1. 制度の運用に関する要望事項

(1) 特定行政庁及び指定確認検査機関(以下、「行政庁等」という)に対し、早急に「手続きの円滑化」の徹底と対応の統一を実現していただきたい。

- ・国が行政庁等に呼びかけている「手続きの円滑化」が徹底されておらず、同一県内の県、市、指定確認検査機関でさえ対応が全く違うケースが報告されている。
- ・行政庁の中には計画(意匠)については事前相談は受けられるが、構造(適合性判定)については受けられないところがあり、事前相談の意味をなさないとの報告がされている。
- ・国が公表しているQ&Aの内容を全く知らない窓口担当者がいることが報告されている。
- ・「軽微な不備」の具体的な判断ができない窓口担当者に

より、不当な対応をされた例が多く報告されている。

- ・指定確認検査機関において、本来は確認検査機関が行うべきチェックリスト(告示第885号)の提出を実質的に申請者(建築士事務所)に強要している機関があることが報告されている。

(2) 指定構造計算適合判定機関(以下、「適判機関」という)の適合判定員の審査のパラメータを最小限とし、対応の統一を図るよう指導していただきたい。

- ・構造計算の法適合性を判定しているのか、構造計画の妥当性を評価しているのかわからないような指摘をされたケースが報告されている。
- ・判定員がマークで判定員個人の考え方を押し付け、構造設計者の考え方や手法は認められず、却下されてしまうケースが報告されている。

(3) 適判機関に対する事前相談が直接できるように指導していただきたい。

- ・適判機関がどのような考え方や運用解釈をするかを事前にわからないと、的確な対応ができない上に、(2)で述べたようなケースが出た場合に予定外の時間がかかり、スケジュール管理ができない。

(4) 早急に「目安箱」を設置していただきたい。

- ・「手続きの円滑化」の徹底を図るために、建築確認審査に関して不当若しくは納得のいかない対応を受けた申請者(建築士事務所等)が、対応の内容を直接国に訴えられる「目安箱」を設置していただきたい。
- ・国は、ここに寄せられる情報を注視して、必要な場合には個別指導を実施していただきたい。

(5) 行政庁等での事前相談は、期間限定ではなく恒久的に実施を認めていただきたい。

- ・申請の正式受理後での審査が厳格に行われていれば、事前相談が行われても適正な審査そのものに支障はないと考える。むしろ、事前相談が適正に行われることにより、その後の正式な審査が円滑かつ適正に行われるものと考えられる。

・事前相談が当分の間という期間限定ではその後大きな混乱が予想される。円滑な手続きが継続的に維持されていくためにも他の分野の申請手続きでも認められているように恒久的な取り扱いとしていただきたい。

(6)一般国民に対する建築確認審査の厳格化の周知徹底を早急に実現していただきたい。

・国民への周知については再三要望してきたが、残念ながら建築主等一般の国民への周知はされておらず、また、理解もされていない。都道府県や市町村職員でさえ今回の改正による厳格化をまったく理解されていない例が多く報告されている。関連業界団体や経済団体へのアウツだけでは、不十分である。

・新制度は、従前に比べて時間と金銭負担が大幅に増えたことを一般国民に対して国が直接説明する責任がある。

・国があらゆるメディアを通じて責任をもって周知広報を行うべきと考えるが、市町村や都道府県の市民向け広報誌などを通じて制度の改正について周知、広報を行うよう、関係機関に強く働きかけていただきたい。

(7)Q&Aをさらに使いやすいようにキーワードによる検索ができるように改善していただきたい。

・Q&Aの項目は既に膨大であり、さらに増加している状況で、申請者(建築士事務所)及び審査者(行政庁等)は日々の業務に追われ、その内容の更新に追いつけない実情がある。そのため日々の業務の中でスピーディにかつ的確に内容が検索できる仕組みが必要である。

II. 制度の改善に関する要望事項

(1)建築確認申請図書の不整合の修正と差し替えに関する合理的な対応が可能なように指針の改正をお願いしたい。

・法改正に伴う告示では申請図書は軽微な不整合を除

き補正は不可とされたが、国も告示やQ&Aの内容を複数訂正しているように、ヒューマンエラーは避けられない。申請者側のみに責任を押し付けることは一方的である。特に今回の改正により、提出しなければならない書類が大幅に増え、注意に注意を重ねても避けられない可能性がある。悪質で作為的な場合を除き、不整合の修正と差し替えは従前どおり認めていただきたい。

(2)認定書の写しの添付を廃止し、「認定番号の表示」を原則にするように指針を変更していただきたい。

・認定書は、基本的には認定申請者(製造事業者)等と認定者(大臣)との間の資料であり、個々の申請者にその写しを求めるのは過大な負担であり、効率的でない。本来、審査側が認定内容については申請者に提出させるのではなく、審査側で容易に認定書等の資料を確認できるような制度設計をすべきである。

・したがって、基本的には申請図書に判断に必要な最低限のスペックと認定番号を記載することで可としていただきたい。これで判断できない場合には加付等の必要な部分の写しを添付することで可とする取り扱いとしていただきたい。

・なお、認定書の写しを当該業者に請求することが1社指定のように受け止められて、その後の価格交渉に支障が出てコスト高につながる懸念がでている。

(3)軽微な変更の基準を緩和し、仕様、材料、設備等の「同等品」への仕様変更を「軽微な変更報告書」の対象から外すことを指針の中で明記していただきたい。

・認定「同等品」とは認定されたものと同等の範囲にあるものであって、その範囲内にあるものに確定するに過ぎないので変更には当たらないものと考えられる。したがって、「軽微な変更報告書」の対象から外していただきたい。

・現在同等品の取り扱いについてはQ&Aでは記載されているが、その取扱いは極めて重要であり、統一的

な運用が必要であることから、きちんと指針の中で取り扱いを明示されたい。

(4)「申請取り下げ」と「再申請」に関する合理的な手順を明示するとともに申請料の二重請求を排除していただきたい。

- ・確認申請料、適合判定料を納付し申請したが、適判機関へ回付される前に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知(無期限通知)」を受けた。しかし適合判定料は返金されなかった例が報告されている。

- ・今回の告示で、軽微なものを除き申請図書の補正が認められなくなったため、補正のためには申請を取り下げ、再申請せざるを得なくなり、二重に申請料が求められている例が報告されている。他の分野の申請においては申請書類の補正が認められており、申請料が二重に求められる例は聞かない。これは建築主等への過大な負担であると考え、排除を指導していただきたい。

- ・構造計算書から構造図への数値転記ミスが2箇所あり「取り下げ」となって「再申請」したが、新たな申請料が求められている。1回目とは別の適判員が担当で、別の追加資料を要求され、ファイル1冊分の追加資料を提出した。この間、再度「消防同意」を行っている。この申請は5月末から事前審査を行い6月28日に申請しているが、9月19日になって確認が下りている。このような例が報告されているが、このようなことを避けるためにも合理的な手順を明示すべきである。

(5)構造計算適合性判定(ピッチェック)の対象となる建築物について高さ、階数で対象を限定するよう見直しをしていただきたい。

- ・今回の法律改正の周知段階では、その対象が、RC造で高さ20m以上、S造で4階以上等その他これに準ずるものとされていたが、政省令の制定段階で対象が拡大され、結果的には高さ、階数に限らず小規模な建築物

でも、いわゆる「ルート2」以上の構造計算をするものは全て対象となったが、事前にそのような説明が周知されていないため、設計の現場では混乱が生じている。

- ・昭和56年以来の一般的な構造計算方法で全国の申請者と行政庁等で申請と審査が行われてきたものが否定されたことになるが、このような建築物の多くは引き続き行政庁等が自ら審査すべきであり、そのような力量を備えるような施策を講じることが先決である。そして特に高度な構造計算を行う建築物を中心にピッチェックの対象とすべきと考える。

- ・ピッチェックの対象となることを避けるために、公共福祉施設の構造計算を「ルート1」にするように指示を出した自治体のケースが報告されている。

- ・ピッチェックの対象となる建築物の範囲が広いことによって、一般的な建築物がそれを避けるため安易な方向に流れ、建築本来の機能性、芸術性、経済性が阻害される危険性が表面化しはじめており、本末転倒の状況である。

(6)工事中の計画変更申請は、従前どおりの合理的な方法が可能なように指針を改めていただきたい。

- ・工事中に多くの計画変更が生じるのは、経済活動としての建築生産では常態的に起こることである。

- ・工事途中での計画変更は、変更ごとに簡単な報告書だけを提出しておき、完了検査前にまとめて正式な計画変更の確認申請を行い、その申請に基づいた完了検査を行えば問題はないと考えられるので、そのような取り扱いができるようにしていただきたい。また、この場合の変更にかかるピッチェックは簡素化されたルールを設けていただきたい。

(7)既存不適格建築物の増改築の基準見直しをしていただきたい。

- ・増改築部分が床面積の1/2を超える場合、既存部分の構造

それぞれの評価の発表と討議のうえ、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門から3点、小規模建築部門から3点、並びに一般建築部門から4点、小規模建築部門から4点を奨励賞とする各賞候補作品の選定を行った。この選考結果について常任理事会で諮ったところ、それぞれの入賞作品を資料2のとおり決定するとともに、表彰を10月5日に開催する第32回建築士事務所全国大会で行うこととした。

常置委員会委員変更の決定の件

近畿ブロック協議会より依頼のあった同協議会推薦の指導運営委員会委員及び広報・渉外委員会委員の変更(資料3)について、次の通り各委員会委員の変更を決定した。

指導運営委員会委員変更

(新) 森口勝茂(奈良会) (旧) 福本良平(奈良会)

広報・渉外委員会委員変更

(新) 下西伊佐男(京都会) (旧) 松村明博(京都会)

第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び実行特別委員会の決定の件

平成20年に開催する第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び実行特別委員会について資料4のとおり決定した。

開催日は平成20年10月3日(金)を予定し、参加人数は大会式典及び記念パレードとも800名とし、参加費は昨年同様に大会式典及び記念パレード併せて1万円とする。また、参加人数の関係で、会場は帝国ホテル(東京・日比谷)とし、予算は大会参加費800万円と大会運営費の日事連支出1,000万円の合計1,800万円とする。なお、実行特別委員会の委員は、平成18年に実施した第31回建築士事務所全国大会(東京開催)実行特別委員会のメンバーを中心に構成することとした。

第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の開催日の決定の件

全国大会運営特別委員会から提案された、平成21年に開催する第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)を平成21年10月9日に愛媛県民文化会館で開催することを資料5のとおり決定した。

新潟県中越沖地震の義援金決定の件

「新潟県中越沖地震」の状況について資料6によって被害状況及び新潟会等の対応状況の説明がなされ、日事連は今後の動向を踏まえ、新潟会からの要請により必要な対応を行うとともに、義援金として100万円を9月4日に予備費から支出し、新潟会を通じて新潟県に寄付することを決定した。

議長より、以上の から までの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 岐阜会退会届の受理の承認の件

事務局より、平成19年6月以降の岐阜会への対応状況及び岐阜会の退会届を6月30日付けで受理した旨の説明が資料7によってなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、岐阜会の退会届の受理を承認した。

3) 職員給与支給規程の改正案の承認の件

山田総務・財務委員長より、常任理事会から総務・財務委員会に検討依頼があった職員給与支給規程改正の検討結果について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

事務局職員の給与は「職員給与支給規程」に基づき支給されることになっており、平成8年度までは規程どおり国家公務員に準じて各職員について毎年定期昇給がなされていたが、平成9年4月より役職者等を中心として規程通りの昇給が実施されず、平成16年4月には事務局全役職員給与の大幅減額が実施され、役職に応じ5%から20%減額、役職員平均で14.1%の減額がなされた。また、平成17年度以降平成19年度まで全職員の定期昇給が全面的に停止されており、「職員給与支給

規程」が守られていない状態である。

一方、平成18年度から国家公務員の給与規定(「一般職の職員の給与に関する法律」等に基づく規定)が大幅に見直され、行政職俸給表(一)が見直しされ、俸給表の水準を全体として平均4.8%引き下げ、調整手当を地域手当に改めたこと、また、職員の勤務成績による昇給制度が導入されたこと、類似の他団体の給与体系については、国家公務員俸給表が採用されており、年齢別の年収の推計では他団体に比べて日事連は低くなっている状況であること等の状況により職員給与支給規程の見直しについて次の提案がなされた。

a. 新俸給表の適用

「職員給与支給規程」で準拠すべき国家公務員の俸給表との整合性を図りたい。

b. 諸手当の見直し

国家公務員に準じたものに見直したい。

- ・ 扶養手当は、配偶者16,000円 13,000円、配偶者以外4,500円 6,000円(配偶者が扶養親族でない場合そのうち一人について6,500円、配偶者がいない場合そのうち一人について11,000円、16歳～22歳5,000円加算)としたい。
- ・ 地域手当(調整手当)の支給率の改定については、国や他団体よりも長期に渡り調整することとしたい。
- ・ 期末手当については、従来の予算、勤務実績だけでなく、本会の業務実績、国家公務員や他団体等の支給状況を勘案することを新たに追加して支給することとしたい。

c. 定期昇給停止の解除

平成17年度より平成19年度まで停止している職員給与の定期昇給を平成19年度から解除し、昇給を実施したい。また、本年4月に遡って実施したい。ただし、国家公務員給与と同様に、年齢が55歳以上に達した職員については、昇給幅を通常の1/2とし、抑制

を図ることとする。

なお、この職員給与支給規程を見直し提案を実施した場合でも、職員給与支払総額は今年度予算を超過することはない旨の説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、資料8による職員給与支給規程の改正案を承認した。

4) 建築士事務所の経営・業務管理研修制度の廃止の承認の件

米澤教育・情報委員長より、建築士事務所の経営・業務管理研修制度の廃止について資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所の経営・業務管理研修制度の「情報公開制度」と「履歴管理システム」が平成19年3月末をもって廃止されたことにともない、この研修制度として残っている「認定証の交付制度」について平成19年6月開催の教育・情報委員会で検討した結果、同制度についても廃止することとした。これにともない現行の建築士事務所の経営・業務管理研修制度全体を廃止したうえで、建築士法に基づく法定講習を含めた新たな研修制度を再構築していきたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、建築士事務所の経営・業務管理研修制度の廃止を承認した。

5) 第38回建築士事務所全国大会(平成25年)主管会の承認の件

平成25年開催の第38回建築士事務所全国大会の主管会が三重会に決定した旨を東海北陸ブロック協議会から通知を受けた内容が資料10によって事務局から説明された。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、平成25年開催の第38回建築士事務所全国大会の主管会を三重会とすることを承認した。

(3) 報告事項

1) 緊急拡大全国会長会議の開催について

事務局より、8月27日に開催された緊急拡大全国会長会議(改正建築基準法施行関係説明会)の概要報告及び専門紙の掲載記事等について資料11によって報告がなされた。なお、専務理事より、8月27日に開催した緊急拡大全国会長会議での説明内容と同様の説明会を国土交通省では、9月中旬から建築主側の関係団体、設計・施工側の関係団体、確認審査側の関係団体を対象に順次説明会を行っている旨の報告がなされた。また、10月初旬に国土交通大臣に要望する「改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望案(叩き台)」(資料11-1)についての説明がなされた。

2) 国の社会資本整備審議会の動向及び対応について

専務理事より、社会資本整備審議会基本制度部会建築士制度小委員会、同業務報酬基準・工事監理小委員会、中央建築士審査会、建築行政共用データベース開発委員会の動向及びこれらについての日事連の対応状況について資料12及び資料12-1によって報告がなされた。特に建築士制度小委員会及び業務報酬基準・工事監理小委員会で検討している「受験資格の見直し」、「講習・修了考査について」、「業務報酬基準の見直し」、「工事監理の適正化等」等については平成19年12月を目途に基本制度部会に対して検討内容の報告を行うこととなっている旨の説明がなされた。

3) 業務報酬基準ワーキンググループの設置及び活動状況について

専務理事より、社会資本整備審議会基本制度部会業務報酬基準・工事監理小委員会に対応するため、業務・技術委員会の下に業務報酬基準ワーキンググループを7月6日に設置し、業務報酬基準の見直しの方向性について検討し意見の原案の作成等を行っている旨の報告が資料13によってなされた。

4) 法定講習の取り組みについて

専務理事より、法定講習(「管理建築士講習」、「所属建築士に対する定期講習」)の取り組み状況として、約13万

人が受講対象となる「管理建築士講習」及び約30万人が受講対象となる「所属建築士に対する定期講習」について「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」での検討状況と知事指定講習(管理講習会)の平成20年度の実施に対する考え方等について資料14によって報告がなされた。

5) 業務支援サービスのビジネスパートナーの解約について

次のとおり業務支援サービスのビジネスパートナー契約の解約がなされた。

(株)構造システム

対象ソフトウェア：「BUSIパック-シック」及び「WALL-RC」

解約日：平成19年6月30日

(株)東京データ

対象ソフトウェア：11種類

解約日：平成19年7月31日

以上の報告が資料15によって事務局よりなされた。

6) 「建築物の構造関係技術基準解説」講習会の開催等について

平成19年6月20日に施行された改正建築基準法の構造関係基準を網羅した「2007年版構造関係技術基準解説書」が発刊され、現在、(財)日本建築センターの主催により全国8都市(18会場)で開催されている。この講習会の他に同様の講習会を単位会主催で開催されるよう単位会に依頼した旨を資料16により、事務局から報告がなされた。

7) 会員・構成員異動報告

平成19年5月末日から8月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料17の通り。

平成19年5月31日現在

正会員47団体、構成員15,091事務所、賛助会員5社

平成19年6月30日現在

正会員47団体、構成員15,089事務所、賛助会員5社

平成19年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,903事務所、賛助会員5社

平成19年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,868事務所、賛助会員5社
また、5月から7月の間で建築設計事務所協会等から建築士事務所協会へ名称変更した単位会は次の12単位会であった。

社団法人青森県建築士事務所協会
(平成19年6月27日付)

社団法人宮城県建築士事務所協会
(平成19年6月4日付)

社団法人福島県建築士事務所協会
(平成19年5月30日付)

社団法人千葉県建築士事務所協会
(平成19年7月19日付)

社団法人長野県建築士事務所協会
(平成19年7月25日付)

社団法人富山県建築士事務所協会
(平成19年6月18日付)

社団法人石川県建築士事務所協会
(平成19年6月26日付)

社団法人福井県建築士事務所協会
(平成19年6月13日付)

社団法人静岡県建築士事務所協会
(平成19年7月2日付)

社団法人滋賀県建築士事務所協会
(平成19年7月23日付)

社団法人和歌山県建築士事務所協会
(平成19年6月26日付)

社団法人鳥取県建築士事務所協会
(平成19年6月20日付)

<配付資料>

- 資料1:平成19年度年次功労者表彰者(案)
資料2:平成19年度「日事連建築賞」審査報告
資料3:常置委員会「指導運営委員会」の委員の変更について
資料4:平成20年度・第33回建築士事務所全国大会(東京開

催)の実施について

- 資料5:平成21年度・第34回愛媛大会の開催日について
資料6:平成19年新潟県中越沖地震について
資料7:平成19年6月以降の岐阜会への対応状況
資料8:職員給与支給規程の改正について(案)
資料9:「建築士事務所の経営・業務管理研修制度」の廃止について
資料10:第38回建築士事務所全国大会(平成25年)の当グループ主管会決定について
資料11:緊急拡大全国会長会議(改正建築基準法施行関係説明会)
資料11-1:改正建築基準法施行の円滑な運用等に関する要望案(叩き台)
資料12:国の社会資本整備審議会等の動向および日事連の対応について
資料12-1:建築士制度小委員会(第4回)議事次第
資料13:業務報酬基準ワキンググループの設置について
資料14:法定講習(「管理建築士講習」、「所属建築士に対する定期講習」)への取り組みに向けた検討状況等について
資料15:日事連業務支援セブシズネットワークの解約について
資料16:「建築物の構造関係技術基準解説」講習会の開催等について(ご依頼)
資料17:会員・構成員異動報告書

平成19年8月 常任理事会概要

1. 日 時 平成19年8月29日(水)13:30～17:00
2. 会 場 日事連会議室
3. 常任理事会構成者数及び出席者数
常任理事会構成者数 14名
出席者数 14名
(内、表決委任状提出者1名を含む)
4. 出席者の氏名
出席者

会 長 三栖邦博
副 会 長 山本茂男、山口祥悟、山崎善利、森 素直
専務理事 高津充良
常務理事 北野芳男
常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、
吉原殖男、本澤宗夫
特別出席 山田 美光 総務・財務委員長
特別出席 中川 孝昭 (有)日事連サビズ専務取締役
欠 席 者(表決委任者) 伊藤 剛副会長
事 務 局 恩田利昭事務局長、吉田 茂調査役、
前田敏明総務係長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

外木場久雄常任理事、髭右近外嘉常任理事

(2) 専決事項

1) 平成19年度年次功労者の表彰者決定の件

事務局長より、平成19年度年次功労者表彰候補者については、単位会より推薦された37名(資料1)は、いずれも表彰規程の基準を満足している旨の説明がなされた。

議長より、同議案の決定について諮ったところ資料1のとおり平成19年度年次功労者表彰者37名を決定した。

2) 平成19年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局長より、日事連建築賞の表彰者について資料2によって次の趣旨説明がなされた。

30単位会から第1次審査を経て一般建築部門26点、小規模建築部門23点の合計49点の建築作品が応募された。6月7日に選考委員会が開催され第2次審査を行い、一般建築部門6作品、小規模建築部門6作品を国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として選定し現地審査を行うこととした。現地審査は7月2日から8月2日にかけて行われ、その結果を踏まえて8月10日に最終選考委員会が開催され、各委員それぞれの評価の発

表と討議のうえ、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門4点、小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行った。

議長より、平成19年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ平成19年度日事連建築賞の表彰者を資料2のとおり決定した。

3) 常置委員会委員変更の決定の件

近畿ブロック協議会より依頼のあった同協議会推薦の指導運営委員会委員及び広報・渉外委員会委員の変更(資料3)について、次の通り各委員会委員の変更を決定した。

指導運営委員会委員変更

(新) 森口勝茂(奈良会) (旧) 福本良平(奈良会)

広報・渉外委員会委員変更

(新) 下西伊佐男(京都会) (旧) 松村明博(京都会)

4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び実行特別委員会の決定の件

事務局長より、平成20年に開催する第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び実行特別委員会について資料4によって、次のとおり説明がなされた。開催日は平成20年10月3日(金)を予定し、参加人数は大会式典及び記念パーティとも800名とし、参加費は昨年同様に大会式典及び記念パーティ併せて1万円とする。また、参加人数の関係で、会場は帝国ホテル(東京・日比谷)とし、予算は大会参加費800万円と大会運営費の日事連支出1,000万円の合計1,800万円とする。なお、実行特別委員会の委員は、平成18年に実施した第31回建築士事務所全国大会(東京開催)実行特別委員会のメンバーを中心にして構成することとしている。

議長より、平成20年に開催する第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び実行特別委員会委員について諮ったところ資料4のとおりこれを決定し

た。

5) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の開催日の決定の件

事務局より、次の趣旨の説明がなされた。

全国大会運営特別委員会において、平成21年に開催する第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)を平成21年10月9日に愛媛県県民文化会館で開催することとしたので資料5により提案する。

議長より、平成21年開催の第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)を平成21年10月9日に愛媛県県民文化会館で開催することについて諮ったところこれを決定した。

6) 2007年新潟県中越沖地震の義援金の決定の件

事務局より、「新潟県中越沖地震」の状況について資料13によって被害状況及び新潟会等の対応状況の説明がなされた。

協議の結果、日事連は今後の動向を踏まえ、新潟会からの要請により必要な対応を行うとともに、義援金として100万円を9月上旬に予備費から支出し、新潟会を通じて新潟県に寄付することを決定した。

(3) 協議事項

1) 役員候補者の推薦手順と選任方法のﾌﾞｯｸ協議会からの意見について

平成19年4月4日に各ﾌﾞｯｸ協議会に対し「役員候補者の推薦手順と選任方法」の原案に対する検討及び意見提出を依頼したところ、三つのﾌﾞｯｸ協議会(関東甲信越、近畿、中四国)からは、原案に賛成との意見が出され、他の三つのﾌﾞｯｸ協議会(北海道・東北、東海北陸、九州・沖縄)からは、原案に対する意見(資料6)の提出があった旨の説明が事務局よりなされた。

意見の提出があった三つのﾌﾞｯｸ協議会の意見について、それぞれﾌﾞｯｸ協議会から選出されている常任理事より説明がなされた。この説明をもとに意見交換がなされた。

この意見交換での主な論点と集約された意見の概要は次のとおりであった。

ﾌﾞｯｸ協議会からの役員候補者の推薦制度について。

連合会は、従来よりﾌﾞｯｸ協議会の機能を重視し活動してきており、今後も必要である。

役員選考審査委員会を設けるかどうかについて。

ﾌﾞｯｸ協議会に所属する単位会の会長によって新たな推薦基準により推薦されるため、これとは別に役員選考審査委員会を設置する必要はないと考える。

副会長の増員の必要性について。

今後、法定法人になった場合に、連合会会長を補佐する副会長の役割が以前よりも増してくると予想される。このため会長と同一のﾌﾞｯｸ内で機能的に相談し補佐できる副会長が必要である。

副会長は、単位会会長に限るべきではないか、ということについて。

日事連の正会員代表者である単位会会長が、連合会の副会長として会長を補佐すべきである。

6) ﾑｯｸ協議会代表者会議の出席者の構成について。

各ﾌﾞｯｸ協議会は、単位会の会長で構成されており、出席できる代表者は当然単位会会長に限るべきである。会長候補者の全国の単位会会長による投票を行うかどうかについて。

その趣旨は、会長候補者の2次推薦の時点でﾌﾞｯｸ協議会内の単位会会長による投票制度に盛り込んでいるのでﾌﾞｯｸ協議会内の意思が反映できるものと考えられる。また、全国会長会議等での投票は全国的な選挙活動を誘発し、その後の円滑な団体活動を進めるうえでの支障となることも考えられるので避けるべきである。

なお、会長候補者が複数で、それぞれの会長候補者を推薦するﾌﾞｯｸ協議会が同数の場合の決定手続きについては、それぞれのﾌﾞｯｸ協議会での単位会数が構成員事務所数のどちらを優先すべきかについては、構成

員数を優先すれば最大ブロック(約32%を占める)が圧倒的に優位となり、単体会の意向が反映しにくくなることから、原案どおり単体会数を優先することが適当である。

監事の任期を1年ずらすことについて。

改選期に監事候補者を推薦するブロック連合からの推薦について監事3名のうち1ないし2名を再任する仕組みを考えることで対応できる。

以上の意見交換の結果、「平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法について」(資料6の7頁の注1)の副会長候補者の推薦条件の原案を修正し、「単体会会長を原則とする」に改めることを常任理事会として決定し、この修正内容を各ブロック協議会でブロック協議会選出の常任理事等が説明し、ブロック協議会内での周知及び理解を求めることとした。

2) 日事連の定款改正のスケジュール等について

定款改正スケジュール案について資料7により、常務理事より次の趣旨の説明がなされた。

定款改正の対象となる事項は、「役員候補者の推薦手順と選任方法」にある副会長1名の増員及びいわゆる「公益法人改革法」への対応の二つの事項となる。そのうち、

副会長の増員については、国土交通省の認可事項であるため、現在国土交通省に事前相談を行っている。単純に副会長1名の増員のみでの改正は、不可であるため、改正建築士法の法定法人化に対応した定款変更とあわせ、これにともない業務増大の観点から増員の必要性について折衝していくこととしている。もし定款改正が認可されるとすると、定款改正は平成20年3月の総会となる。

公益法人改革法への対応の定款改正は、総会決議の重要事項及び議決数(一般法)、監事の権限・職務等(一般法)、公益目的事業と収益目的事業の区分の明確化等が考えられるが、公益法人改革法の施行は平

成20年12月1日が予定されているので、定款改正は、平成20年12月迄に行うことになる。

協議の結果、今後の国土交通省との折衝の進捗状況により適宜定款改正内容等を判断していくこととした。

3) 職員給与支給規程の改正について

山田総務・財務委員長より、常任理事会から総務・財務委員会に検討依頼があった職員給与支給規程の検討結果について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

現在の給与体系と、これまでの給与抑制の経緯

事務局職員の給与は「職員給与支給規程」に基づき支給されることになっており、平成8年度までは規程どおり国家公務員に準じて各職員について毎年定期昇給がなされていた。ところが、平成9年4月より役職者等を中心として規程通りの昇給が実施されず、平成17年度以降平成19年度まで全職員の定期昇給が全面的に停止されており、「職員給与支給規程」が守られていない状態である。

更に、平成16年4月には事務局全役職員給与の大幅減額が実施され、役職に応じ5%から20%減額、役職員平均で14.1%の減額がなされた。

国家公務員の給与体系

平成18年度から国家公務員の給与規定(「一般職の職員の給与に関する法律」等に基づく規定)が以下のよう大幅に見直されている。

- a. 地域別の官民較差を参考に行政職俸給表(一)を見直し、俸給表の水準を全体として平均4.8%引き下げ、調整手当を地域手当に改めた
- b. 旧1級・2級(新1級)及び旧4級・5級(新3級)の統合により、俸給表が11級制から10級制になった
- c. 旧号俸を4分割し(旧1号俸分のアップは新4号俸分のアップに相当)、勤務実績に応じて昇給度合いをきめ細かく調整できる体系になった
- d. 昇給の区分を5段階(A～E)設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入

昇給号俸数は、A(極めて良好)で8号俸以上、B(特に良好)で6号俸、C(良好)で4号俸、D(やや良好でない)で2号俸、E(良好でない)は昇給なし。ただし、管理職層(7級以上)は、C(良好)を3号俸昇給に抑制。55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制。

類似の他団体の給与体系等

類似の他団体は国家公務員俸給表の改定に合わせ俸給表を改定している。また、年齢別の年収の推計では日事連は他団体に比べても低く抑制されている状況である。

日事連の人件費比率等の推移

これまでの多年の抑制策、とりわけ平成16年の大幅減額措置等により、人件費は低く抑えられている状況である。

職員給与支給規程の見直し

a. 新俸給表の適用

「職員給与支給規程」で準拠すべき国家公務員の俸給表との整合性を図りたい。

b. 諸手当の見直し

国家公務員に準じたものに見直したい。

・ 扶養手当

配偶者16,000円 13,000円、配偶者以外4,500円
6,000円(配偶者が扶養親族でない場合そのうち一人について6,500円、配偶者がいない場合そのうち一人について11,000円、16歳～22歳5,000円加算)

・ 地域手当(調整手当)の支給率の改定については、国や他団体よりも長期に渡り調整することとしたい。

・ 期末手当については、従来の予算、勤務実績だけでなく、本会の業務実績、国家公務員や他団体等の支給状況を勘案することを新たに追加して支給することとしたい。

c. 定期昇給停止の解除

平成17年度より平成19年度まで停止している職員給与の定期昇給を平成19年度から解除し、昇給を実施したい。また、本年4月に遡って実施したい。ただし、国家公務員給与と同様に、年齢が55歳以上に達した職員については、昇給幅を通常の1/2とし、抑制を図ることとする。

改正後の見通し

職員給与支給規程を見直し、上記のとおり実施し、賞与を年間3.5ヶ月(国家公務員は4.45ヶ月)とした場合の職員給与総額の増額は、約270万円(職員の増員をしない場合)になる見込みであるが、予算を超過することはない。

以上の説明の後、質疑に移り、「平成16年度の給与引き下げ時には、年棒制検討の議論もあった」「当時とは状況も変わり、日事連も建築士法に位置づけられたこともあり、現在の状況で考えるべきである」「地方と東京との年収格差は現実として認識したうえで、これからの団体業務を展開していくためには見直しは必要である」「類似の他団体との比較を考えれば、もう少し手厚く考えてもいいのではないか」等の意見が出され協議の結果、原案どおり了承することとし、9月開催の理事会に職員給与支給規程の改正を提案することとした。

4) 建築士事務所の経営・業務管理研修制度の廃止について事務局より、建築士事務所の経営・業務管理研修制度の廃止について資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所の経営・業務管理研修制度の「情報公開制度」と「履歴管理システム」が平成19年3月末をもって廃止されたことにともない、「認定証の交付制度」について平成19年6月開催の教育・情報委員会で検討した結果、社会的に認知された認定証ではないため、これも廃止することとした。これにともない現行の建築士事務所の経営・業務管理研修制度全体を廃止したうえで、法定講

習を含めた新たな研修制度を再構築していきたい。
協議の結果、教育・情報委員会の判断に同意し、9月開催の理事会に建築士事務所の経営・業務管理研修制度の廃止を提案することとした。

5) 教材開発小委員会の解散について

事務局より、教材開発小委員会の解散について資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

「教材開発小委員会」は、「建築士事務所の経営・業務管理研修制度」における分野別講習の一層の充実を目指し、各種講習会の対外等の教材開発を行うことを目的として設置され、平成18年5月18日に第1回の委員会を開催した後、その活動は休止状態にあった。また、「経営・業務管理研修制度」についても、「情報公開制度」と「履歴管理システム」が平成19年3月末をもって廃止された。一方で、平成20年から実施される、法律に定められた「管理建築士講習」、「事務所に所属する建築士に対する定期講習」等の実施についての検討をするため、「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」が平成19年4月に設置され、講習対外等を含めて検討を進めている。このような状況の中、今後の小委員会のあり方について平成19年6月開催の教育・情報委員会で検討した結果、教材に係る検討は、前述のワーキングチームが行うことが適切であるとの判断から「教材開発小委員会」を解散することとした。

協議の結果、教育・情報委員会の判断に同意することとした。

6) 建築士事務所全国大会関係について

第32回建築士事務所全国大会での正副会長の役割分担について

事務局より、第32回建築士事務所全国大会での正副会長等の役割分担について資料11によって説明がなされ、原案の通り了承された。

第38回建築士事務所全国大会(平成25年)主管会について

事務局より、平成25年開催の第38回建築士事務所全国大会の東海北陸ブロック協議会の主管会が三重会に決定した旨の通知内容の説明が資料12によってなされた。協議の結果、9月開催の理事会に提案することとした。

7) (有)日事連サービスの今後の運営方針について

常務理事より、(有)日事連サービスから今後の出資者の選定及び役員選任等の方針について日事連に検討依頼があった旨の説明が資料14によってなされた。

協議の結果、総務・財務委員会で検討することとした。

8) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料15により協議がなされた。

協議の結果、一部修正して9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(4) 報告事項

1) 緊急拡大全国会長会議の開催について

事務局より、8月27日に開催された緊急拡大全国会長会議(改正建築基準法施行関係説明会)の概要報告及び専門紙の掲載記事等について資料16によって報告がなされた。

2) 国の社会資本整備審議会の動向及び対応について

専務理事より、社会資本整備審議会基本制度部会建築士制度小委員会、同業務報酬基準・工事監理小委員会、中央建築士審査会、建築行政共用データベース開発委員会の動向と日事連の対応について資料17によって報告がなされた。

3) 業務報酬基準ワーキンググループの設置及び活動状況について

専務理事より、社会資本整備審議会基本制度部会業務報酬基準・工事監理小委員会に対応するため、業務報酬基準ワーキンググループの設置を7月6日に行い業務報酬基準の見直しの方向性について検討し意見の原案の作成等を行っている旨の報告が資料18によってなされた。

- れた。
- 4)法定講習の取り組みについて
専務理事より、法定講習(「管理建築士講習」、「所属建築士に対する定期講習」)への取り組み状況について、資料19によって報告がなされた。
- 5)岐阜会の退会届の受理について
事務局より、平成19年6月以降の岐阜会への対応状況及び岐阜会の退会届を6月30日付けで受理した旨の報告が資料20によってなされた。
- 6)業務支援サービス提供の解約について
業務支援サービスにソフトウェアとして11種類を提供していた(株)東京デューより、プログラム提供が困難になったことにより本年7月31日をもって契約を解約する旨の通知がきた。このことにより、(株)東京デューより提供を受けていた11種類のソフトウェアの業務支援サービスでの利用は7月31日をもって終了する。利用実績のあるユーザ及び業務支援サービス利用登録者へは6月29日にメール又はホームページで連絡した旨の報告が資料21によって事務局よりなされた。
- 7)会員・構成員異動報告
平成19年6月末日及び7月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料22の通り。
平成19年6月30日現在
正会員47団体、構成員15,089事務所、賛助会員5社
平成19年7月31日現在
正会員46団体、構成員14,903事務所、賛助会員5社
また、5月から7月の間で建築設計事務所協会から建築士事務所協会へ名称変更した単位会は次の12単位会であった。
社団法人青森県建築士事務所協会
(平成19年6月27日付)
社団法人宮城県建築士事務所協会
(平成19年6月4日付)
社団法人福島県建築士事務所協会

- (平成19年5月30日付)
社団法人千葉県建築士事務所協会
(平成19年7月19日付)
社団法人長野県建築士事務所協会
(平成19年7月25日付)
社団法人富山県建築士事務所協会
(平成19年6月18日付)
社団法人石川県建築士事務所協会
(平成19年6月26日付)
社団法人福井県建築士事務所協会
(平成19年6月13日付)
社団法人静岡県建築士事務所協会
(平成19年7月2日付)
社団法人滋賀県建築士事務所協会
(平成19年7月23日付)
社団法人和歌山県建築士事務所協会
(平成19年6月26日付)
社団法人鳥取県建築士事務所協会
(平成19年6月20日付)
- 8)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料23、資料24により報告がなされた。
- <配付資料>
資料1:平成19年度年次功労者表彰者(案)
資料2:平成19年度「日事連建築賞」審査報告
資料3:常置委員会「指導運営委員会」の委員の変更について
資料4:平成20年度・第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について
資料5:平成21年度・第34回愛媛大会の開催日について
資料6:役員候補者の推薦手順と選任方法等に係る改善検討結果に対するブロック協議会内での検討依頼について
資料7:定款改正スケジュール(案)
資料8:職員給与支給規程の改正について
資料9:「建築士事務所の経営・業務管理研修制度」の廃止

について

資料10:「教材開発小委員会」の解散について

資料11:第32回建築士事務所全国大会(大分大会)での役割分担について(案)

資料12:第38回建築士事務所全国大会(平成25年)の当ロ
ツク主管会決定について

資料13:2007年新潟県中越沖地震について

資料14:有限会社日事連サービス今後の運営方針について
(依頼)

資料15:平成19年9月通常理事会開催通知

資料16:緊急拡大全国会長会議(改正建築基準法施行関係
説明会)

資料17:国の社会資本整備審議会等の動向および日事連
の対応について

資料18:業務報酬基準ワーキンググループの設置について

資料19:法定講習(「管理建築士講習」、「所属建築士に対す
る定期講習」)への取り組みに向けた検討状況等
について

資料20:平成19年6月以降の岐阜会への対応状況

資料21:日事連業務支援サービスにおけるソフトウェア提供の停止
について(報告)

資料22:会員・構成員異動報告書

資料23:後援、協賛名義使用の件

資料24:経過報告

第21回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成19年9月11日(火) 13:05～15:15

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委員 小林 志朗、榊原 信一、中村 正則、
山口 祥悟、高津 充良

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第20回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

事前配布資料:業務報酬基準・工事監理小委員会(第4回)

資料

資料1-1:業務報酬基準・工事監理小委員会(第4回)提示資
料に対する業務報酬基準ワーキンググループ意見

資料1-2:「工事監理業務についての論点整理」についての
意見等

資料2:APEC7-キヤト モタリウグ 委員会・幹事会資料

資料3:一級建築士試験の試験内容見直しの方向について
(中間取りまとめ)

参考資料:8/2国交省ヒアリングにおける各団体の意見提出資料

議事1.業務報酬基準見直しの方向性等(国交省提示)に対す
る日事連意見の集約について(事前配付資料、資料
1-1、資料1-2)

・岡本副委員長より、業務報酬基準・工事監理小委員会につ
いて、国交省から業務報酬基準見直しの方向性が示さ
れ、告示1206号の見直しや、標準業務・追加業務量の実態
調査(以下「実態調査」という)を行う予定であること等
の経過概要の説明があった。

・高津委員より、業務報酬基準見直しの方向性に対する日
事連意見の提出について、今後のスケジュール等の説明があ
った。

各団体からの意見の締切りは9月21日である。次回の小
委員会(10/3)には方向性が決まる。12月12日には最終の
小委員会が予定されており、これで基本制度部会へ答申
となる。その後、3月又4月頃に実態調査が始まる予定で
ある。第4回小委員会の資料は8月23日に日事連役員、単
位会及び当委員会、業務・技術委員会、業務報酬基準WGの
各委員に送付し、日事連へ意見の提出をお願いした。先
ず9月6日に開催された業務報酬基準WGで検討を行った。

・吉田調査役より、9月6日の業務報酬基準WGでの検討内容
(資料1/1.「工事監理業務についての論点整理」に対する
意見、2.「業務報酬基準見直しの方向性について」に対す
る意見)について説明があった。

・単位会から提出された意見について、山口委員より大阪

会分、吉田調査役より宮崎会分について説明があった。

以上の説明に続いて主に以下の検討がなされた。

- 設計図と施工図について、総合図から原寸図、工作図等を作成する際の間段階が設計者側と施工者側のどちらが行うのかどのように扱うべきか。
 - 第4回小委員会資料「工事監理業務の論点整理」に「...施工の妥当性を満たしていない設計図書が多く...」、「...施工の妥当性も満たした設計図書の作成(完成・完備された設計図書の作成)...」等の記載がある。この表現により施工側との認識の相違によるトラブルの発生も想定されないか。
 - 設計図面に対する「完成度」の定義が必要ではないか。標準及び標準外業務を明確にし、それに対する報酬を適正に示すことが必要である。現場段階での設計・施工業務の区別が必要なのではないか。
 - 実態調査について、品質が確保された公共工事のみ実態調査を求める必要があるのではないか。業務量に見合った報酬を得ていない実態調査での人・日数の結果が示されるという問題提起が必要である。
 - 実態調査について、日事連としては意匠、構造等の業務比率で行うのが望ましいと意見を出したが、団体別アリアグでも従来の意匠・構造・設備の業務分野での実態調査が望ましいという意見が多く、国交省も元請け側で下請け側の業務量を把握できないということで他会と同様の見解である。
 - 実態調査における「統括」の取扱いは「意匠」との切り分けが難しいが、業務分野として示す必要はないか。
- 以上の検討等を踏まえ、次の内容を意見(案)に記載することとした。
- ・ 設計図・施工図に対する「完成度」の定義に関する事項を明確にする。
 - ・ 標準及び標準外業務と人・日数の関係の明確化が必要である。
 - ・ 工事監理段階へ入ってしまう設計者側の要素について

明確な基準を作成するべきである。

- ・ 実態調査について適正でない状態での結果であり、その補正が必要であること、「統括」の項目を設けないのであれば「建築総合」として「統括」の業務内容の項目を明確化するべきである。
- ・ 告示1206号の方向性において「住宅」についても記載する、構造と設備の変動については追加的業務として取扱うことが妥当である。

上記により、資料1-1をベースに事務局意見原案を作成し、当委員会委員にメールで確認をいただき、更に18日の業務報酬基準WGで検討を行い、意見(案)を作成し、最終的に小委員会委員である岡本副委員長が意見調整し、21日に国交省へ日事連意見として提出することとした。

議事2. APEC7-域外の報告について(資料2)

高津委員より、APEC7-域外の主に相互認証について報告があった。

- ・ 本日9月11日にAPEC7-域外アリアグ 委員会幹事会が開催されている。19日には親委員会が開催される。当委員会開催日のため幹事会委員の高津委員と岡本副委員長は本日の幹事会には欠席のため、高津委員が9月6日に事務局である(財)建築技術普及センター(以下、センターという)と事前打合せを行った。
- ・ 豪国との相互認証について、2008年に「APEC7-域外 建築分野における7-域外の流動化促進に係る7-域外資格の二国間相互認証協定」の締結にあたって、9月16・17日に豪国全国登録委員会(AACA)会議があり、幹事会で協議した結果を日本側の回答として示す必要がある。
- ・ 事前打ち合わせの際に豪国側からの宿題に対する返答内容の確認があり、「管理建築士講習」、「建築士定期講習」の取扱いについて、センターはAACAに委託し豪国でビデオ講習(英語)等を行う方向で報告したいとのことであったが、日本の社会情勢や法律、風習を踏まえた上での講習であること等から日本で受講するべきものではないかとの意見を伝えた。

議事3.その他

一級建築士の試験内容見直しの方向性について(資料3)
三栖委員長より中央建築士審査会での検討状況について、
一級建築士の試験内容見直しの方向について中間取りま
とめがなされ、建築士制度小委員会に報告されることにつ

いて概要の報告があった。

次回日程について

次回委員会開催予定

平成19年10月19日(金)10:00～12:00 日事連会議室

- - 日本建築士事務所政経研究会 会務報告 - -

第6回 日本建築士事務所政経研究会役員会

- 1.日 時 平成19年8月29日(火) 16:30～17:10
2.場 所 日事連会議室
3.出席者 印は出席者
会 長 山本 茂男(高知)
幹 事 長 宮本 博司(兵庫)
会計責任者 横須賀満夫(茨城)
職務代行者 北野 芳男(日事連)
幹 事 鈴木 誠一(秋田) 伊藤 剛(山形)
本澤 宗夫(栃木) 髭右近外嘉(石川)
山崎 善利(静岡) 山口 祥悟(大阪)
外木場久雄(兵庫) 木村 旭(岡山)
森 素直(福岡) 吉原 殖男(長崎)
(特別出席) 日事連会長 三栖 邦博(日事政研相談役)
事 務 局 市川 貴之
4.議 長 山本茂男会長
5.議事録署名人 山本茂男議長、山口祥悟幹事
6.議 事

(1)報告事項

1)前回議事録の確認

事務局から、資料1により、前回役員会(5/15)の議事録
について概要説明が行われ、議長が委員に確認したと
ころ、異議なく了承された。

2)参院選結果について

事務局から、資料2、3により、7月29日に実施された第21
回参議院選挙の結果について、以下内容の説明が行わ
れた。

- ・比例区における日事政研の推薦候補者である上野公成氏は、今回は残念ながら、当選には至らなかった。自民党の公認候補者35名のうち、上野氏の個人得票数による順位は20番目であり、個人得票数は約16万票であった。
- ・自民党比例区の当選は、公認候補者35名のうち14番目までであり、当落のボーダーラインは約20万票のあたりであった。
- ・個人名及び政党名での得票を合わせた各政党別の得票率を見ると、民主党が約40%を獲得し、自民党は28%にとどまった。
- ・この結果、自民党の比例区公認候補者35名のうち、当選は個人得票数の上位14名、当落ボーダーラインは約20万票であったのに対し、民主等は、個人得票数の上位20名までが当選し、当落ボーダーラインは約6万票であった。
- ・但し、上野氏が地盤とする群馬県では、同県を地盤とする与党候補者が上野氏も含め4名も立候補するという乱立状態にあったが、4者のうちで上野氏は県内得票数約7万4,000票を獲得し、2位の加藤修一氏(公明党・自民党群馬県連推薦、県内得票数約41,000票)以下を大きく引き離すなど、善戦した。
- ・各单位政研及び単位会で取り組んでいただいた後援会入会申込書の収集については、住宅産業振興連盟全体で見た場合には、各県別の入会申込書の収集数と得票数に一定の相関が見られたが、事務所協会単独で見た場合には、明確な相関は見られなかった。次

回以降の選挙における支援活動のあり方を考える上で、参考とすべきものと考えられる。

- ・選挙後の上野氏の挨拶では、「今後のことは分からないが、今回の選挙において、住宅業界をはじめ、不動産業界、住宅管理業界、建築設計業界等が一つにまとまった機能的な選挙支援組織が出来上がった。こうした組織を今回の選挙だけで潰えさせてしまうのはあまりに勿体ない気がする。後進のためにもぜひこうした組織を維持していただければ幸いである。」旨の発言があった。

以上の報告について、議長が委員に確認したところ、異議なく了承された。

(配布資料)

資料1：第5回役員会議事録

資料2：第21回参議院選挙結果総括票

資料3：上野公成候補得票数及び後援会入会者数等

行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成19年

- 11月21日 事務所登録事務対応ワーキングチーム
- 22日 業務報酬基準ワーキンググループ、
構造技術専門委員会
- 27日 全国会長会議、理事会、政経フォーラム
- 12月 7日 改正法周知ワーキングチーム
- 12日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 14日 会誌編集専門委員会
- 17日 建築設計制度等対応特別委員会

10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成19年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	686		5,794	11.8	214	+ 1	31.2
青 森	149	- 1	1,281	11.6	28		18.8
岩 手	286		1,365	21.0	54		18.9
宮 城	269		2,807	9.6	49		18.2
秋 田	173		1,712	10.1	44		25.4
山 形	201		1,680	12.0	43		21.4
福 島	176		2,181	8.1	47		26.7
茨 城	501		2,831	17.7	126		25.1
栃 木	173		1,849	9.4	83		48.0
群 馬	183	- 3	2,330	7.9	88		48.1
埼 玉	535	- 1	6,268	8.5	91	+ 1	17.0
千 葉	404		4,579	8.8	78	+ 3	19.3
東 京	1,238		18,025	6.9	266	+ 2	21.5
神奈川	759		7,646	9.9	139		18.3
新 潟	280		3,024	9.3	91		32.5
長 野	582	+ 1	2,988	19.5	112	+ 1	19.2
山 梨	110		1,098	10.0	11		10.0
富 山	242		1,506	16.1	48		19.8
石 川	270	- 1	1,683	16.0	51		18.9
福 井	245		1,184	20.7	56		22.9
静 岡	534	+ 3	4,094	13.0	118		22.1
愛 知	621	+ 1	6,028	10.3	128	+ 1	20.6
三 重	193	- 1	1,734	11.1	62		32.1
滋 賀	207		1,487	13.9	31	+ 1	15.0
京 都	270		2,619	10.3	72		26.7
大 阪	1,050		8,100	13.0	165	+ 2	15.7
兵 庫	503		4,420	11.4	128	+ 1	25.4
奈 良	140		1,122	12.5	19		13.6
和歌山	119	- 2	949	12.5	25		21.0
鳥 取	91		676	13.5	46		50.5
島 根	169		973	17.4	49		29.0
岡 山	469	+ 7	1,969	23.8	52		11.1
広 島	384		3,117	12.3	104		27.1
山 口	139	- 1	1,660	8.4	37		26.6
徳 島	105		1,198	8.8	13		12.4
香 川	110		1,600	6.9	12	+ 1	10.9
愛 媛	127		1,590	8.0	18	+ 1	14.2
高 知	157	- 3	893	17.6	12		7.6
福 岡	498	- 1	4,546	11.0	121	+ 1	24.3
佐 賀	171		791	21.6	25		14.6
長 崎	222		1,165	19.1	35		15.8
熊 本	227		1,737	13.1	80		35.2
大 分	214		1,194	17.9	41	+ 1	19.2
宮 崎	169		1,591	10.6	71		42.0
鹿 児 島	340		1,743	19.5	70		20.6
沖 縄	175		1,632	10.7	41	+ 1	23.4
計	14,866	- 2	130,459	11.4	3,294	+ 18	22.2

建築士事務所登録数は平成19年3月末日現在の数字である。